

《参考資料》造林補助事業に係る標準単価及び補助金額【森林作業道(チェーンソー伐開込み)】

【単位:円/m】

傾 斜	使用機械	立木疎密度	標準単価 一部課税	補助金額
10° 未満	バックホウ 土量:10,000m3未満	—(除根なし)	410	337
		疎	640	527
		中	780	642
		密	910	749
10° 以上 15° 未満	バックホウ 土量:10,000m3未満	—(除根なし)	590	485
		疎	830	683
		中	970	798
		密	1,110	913
15° 以上 20° 未満	バックホウ 土量:10,000m3未満	—(除根なし)	780	642
		疎	1,040	856
		中	1,200	987
		密	1,350	1,111
20° 以上 25° 未満	バックホウ 土量:10,000m3未満	—(除根なし)	1,040	856
		疎	1,340	1,103
		中	1,510	1,242
		密	1,670	1,374
25° 以上 30° 未満	バックホウ 土量:10,000m3未満	—(除根なし)	1,380	1,135
		疎	1,700	1,399
		中	1,890	1,555
		密	2,080	1,711
30° 以上	バックホウ 土量:10,000m3未満	—(除根なし)	1,870	1,539
		疎	2,260	1,860
		中	2,490	2,049
		密	2,710	2,230

注1 標準単価は、国が示した作業工程に県の調査単価を適用したもので、造林事業補助金の算定の基礎となる。

注2 今回示した標準単価は、令和5年7月1日～令和6年3月31日の期間において適用している。

注3 補助金額は、現場作業員の社会保険料等の加入状況の加算を計上していない。(最大約18%加算が可能)

注4 直接費には、掘削、盛土、締固め、チェーンソー伐開及び除根にかかる費用を計上している。

注5 単価には、共通仮設費を含んでいる。段切りにかかる費用は共通仮設費に含まれる。

注6 「一部課税」単価には、資材費に係る消費税相当額を含む。

注7 立木疎密度の適用区分は以下のとおりとする(機械除根(R05治山林道必携P180)の適用区分)。除根が不要な場合(掘削に伴い必然的に除根される場合も含む)は、「—(除根なし)」単価を適用すること。

- ・疎:立木蓄積が30m3/ha以上, 60m3/ha未満の場合
- ・中:立木蓄積が60m3/ha以上, 90m3/ha未満の場合
- ・密:立木蓄積が90m3/ha以上の場合

【積算内訳】(規格, 量については, 標準断面図のとおり。)	
掘削(礫質土)	バックホウ(※上記規格)掘削積込/地山/普通/旋回角90° /R05治山林道必携P188
盛土(礫質土)	バックホウ(※上記規格)掘削積込/ルース/普通/旋回角90° /R05治山林道必携P189
締固め	振動ローラ(ハンドガイド型0.8~1.1t)/路体・築地堤/W<4.0m/R05治山林道必携P221